

情答申第 2 号
平成 27 年 3 月 27 日

海津市議会
議長 水谷 武博 様

海津市情報公開審査会
会長 野瀬 徳之

公文書不開示決定処分に関する諮問について（答申）

平成 27 年 2 月 10 日付海市議第 259 号－2 で諮問のあった件について、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

本件不服申立てに係る、平成 27 年 2 月 5 日付け海市議第 256 号－2 により海津市議会（以下「実施機関」という。）が行った不存在を理由とした不開示決定は、妥当である。

2 異議申立の経緯

- (1) 平成 27 年 2 月 4 日、不服申立人は、平成 26 年 5 月 24 日、25 日薩摩義士頌徳慰霊祭に係る旅行業法による旅行業者からの受注型企画旅行見積書及び旅行代金内訳表（以下「見積書等」という。）を海津市情報公開条例（平成 17 年条例第 10 号。以下「条例」という。）の規定に基づき公文書の開示請求を実施機関に行った。
- (2) 平成 27 年 2 月 5 日、実施機関は、請求対象の公文書を特定した上で、職員が作成した『平成 26 年 薩摩義士頌徳慰霊祭・姉妹都市訪問に伴う旅費等明細』を全部開示し、見積書等については、「旅行業法による受注型企画旅行見積書は徴取していないため」を理由として本件文書を不開示（不存在）決定し、不服申立人に通知した。
- (3) 平成 27 年 2 月 9 日、不服申立人は本件処分について、これを不服として実施機関に対して不服申立てを行ったことにより、実施機関は、平成 27 年 2 月 10 日、当審査会に対し条例第 19 条に基づき諮問を行った。

3 不服申立人の不服申立ての趣旨及び理由

不服申立人は、次のように主張している。

本開示請求は、旅行業法第12条の2から第12条の5（約款、取引条件、書面の交付）に定める書面を言うものである。

同法によると、旅行業者は旅行者に対し旅行に関する書面を交付することが義務付けられている。

現に慰霊祭に別団体として出張した教育委員会は、旅行業法に基づいた見積書等を会計に提出している。

したがって、実施機関も見積書等を開示すべきである。

4 実施機関の不開示とした理由及び説明

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

薩摩義士頌徳慰霊祭及び姉妹都市交流のための出張においては、地方自治法第100条第13項及び海津市議会会議規則第165条の規定により、平成26年第1回定例会において薩摩義士頌徳慰霊祭及び姉妹都市交流へ4名の議員派遣を決定し、平成26年5月24日から25日の2日間鹿児島県鹿児島市及び霧島市へ公務として出張した。

慰霊祭には、派遣が決定された4名の議員と随行職員1名で出張することになり、航空機の予約については、随行職員が旅行会社に依頼した。依頼した際に、旅行会社より見積書等の提出があったが、随行職員が個人として旅行会社に予約したため見積書等は私文書として取扱った。

出張後、旅費については、旅費条例及び海津市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成17年規則第41号。以下「旅費条例等」という。）の規定により、旅費の計算を行い適正に会計処理し、精算後に見積書等を処分した。

不服申立人が「見積書等が開示されない理由が成り立たない」と主張しているが、旅費条例等には、航空賃の精算には、「その支払を証明するに足りる書類」を添付することとあり、会計課より示されている会計処理統一事項では「金額のわかるもの」を添付することとされていることから、「平成26年度 薩摩義士頌徳慰霊祭・姉妹都市訪問に伴う旅行等明細」を添付し旅費を精算したため、旅行業者からの見積書等は添付していない。

5 審査会の判断

(1) 本件事案の争点について

本件事案については、次の2点が争点となっている。

①不服申立人は、教育委員会の会計書類には、旅行業者からの見積書等が添付されているが、実施機関の会計書類には添付されていないのはおかしい

と主張するが、実施機関は、旅費条例等に航空賃の精算には、「その支払を証明するに足りる書類」とあり、会計課より示されている会計処理統一事項では「金額のわかるもの」を添付することとされており、旅行会社の見積書等の添付は義務付けていないとしている。

②不服申立人は、旅行業者に依頼する場合、旅行業者は旅行者に対して旅行業法に基づき見積書等を交付しており、必ず公文書として存在すると主張するが、実施機関は、出張した議員4名と随行職員1名の航空機の予約を随行職員が個人として旅行会社に予約しており、旅行会社から受けた見積書等は私文書として取扱い、精算後に見積書等を処分して現に保有していないという。

当審査会は、本争点について実施機関が行った決定の妥当性について判断する。

(2) 実施機関が行った決定の妥当性について

①実施機関が見積書等を添付しなかったことについて

実施機関が旅行会社の見積書等を会計書類に添付しなかったことは、旅費条例等の規定及び会計処理統一事項を根拠としたもので、妥当と判断する。

②実施機関が見積書等を私文書として取り扱ったことについて

見積書等は、実施機関の職員が個人の職務の遂行の便宜のために利用した文書であって、公文書の要件である条例第2条第2項の「実施機関の職員が組織的に用いるもの」に該当しないので、私文書として取扱ったことに不合理な点は認められない。

③事実確認について

なお、念のため当審査会は実施機関の職員から聴取を行うとともに、公文書として保管してある簿冊を確認したが、見積書等は存在しなかった。

よって、実施機関が不存在を理由として不開示とした決定は、妥当である。

6 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関の本件処分について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

7 付帯意見

本件不服申立てについて、審査会として意見を付しておきたい。

不服申立人が主張するように、一般的に考えれば見積書等は存在すべきと考えられるが、実施機関から旅費条例等の規定及びその解釈について丁寧な説明を受けて、旅費の仕組みを理解することができた。

実施機関は、見積書等の不存在的理由として「旅行業法による受注型企画旅行見積書は徴取していないため」としているが、不開示の理由については、できる限り具体的かつ明確に記載することにより、開示請求者がその理由を明確に認識できるものでなければならない。

実施機関は、不服申立人に対し、見積書等が存在しない理由について可能な限り具体的に、丁寧に、誠意をもって説明を行うよう努められたい。

8 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年2月10日	実施機関からの諮問
2月16日	審議
2月27日	審議
3月24日	審議
3月27日	答申書審議・結審